主 文 本件抗告を棄却する。 抗告費用は抗告人の負担とする。

本件抗告の趣旨及び理由は、別紙のとおりである。

〈要旨〉思うに起訴命令は、債権者が仮処分命令または仮差押命令(以下仮処分命令等という。)を得たまま、いつま〈/要旨〉でも本訴を提起せず、そのため仮処分命令等が際限なく継続することの不利益から債務者を救うことを目的とするもので、債権者をしてすみやかに本訴を提起させ、その発展によつて、いずれにせよ、仮処分命令等による暫定的状態に結末をつけようとするものである。したがつて、仮処分命令等自体が、その取消事由がどうであろうと、確定的に取り消された以上は、起訴命令の申立はその目的を欠缺するに至るのである。起訴命令の申立は、仮処分命令等の異議の申立(民訴法七四四条七五六条)と同様に、仮処分命令等の存在をその要件とするものである。

また、仮処分命令がすでに特別の事情に基き取り消されて存在しないにもかかわらず、起訴命令をすることができるとすると、債権者がそれに応じて本案訴訟を提起しないときは、仮処分命令を取り消すというような訴の提起を間接的に強制する方法もなく、結局債務者の方で本案について消極的確認の訴を提起するほかはないのである。抗告人の右主張は採用できない。

他に記録を調べてみても、原決定を取り消すべき違法の点認められないから、民 訴法四一四条三八四条九五条八九条を適用し主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 熊野啓五郎 裁判官 岡野幸之助 裁判官 山内敏彦)